

平成19年12月から、 出産育児一時金受取 代理制度を実施します



出産育児一時金受取代理制度とは、世帯主が出産育児一時金の受取りを医療機関等に委任することにより、出産に要した費用の35万円を限度として、国保から医療機関等に支払う制度です。この制度を利用すると、申請された方は、35万円を超えた金額のみを医療機関等へ支払うことになり、出産費用をご準備いただく負担をやわらげることができますのでご利用ください。

なお、従来どおり医療機関等でお産費用をお支払いした後に、出産育児一時金の支給申請する方法も継続していますので、出産前に出産育児一時金の受取方法をご検討ください。(平成19年12月1日より受付を開始します。)

<申請方法>

- ①当組合が役場(本庁)住民課国民健康保険税係で、「国民健康保険出産育児一時金請求書(事前申請用)」を受け取ります。保険証、母子健康手帳(又は出産予定日を証明する書類)をお持ちください。
- ②出産予定の医療機関等で「国民健康保険出産育児一時金請求書(事前申請用)」の同意欄に記入してもらいます。
- ③「国民健康保険出産育児一時金請求書(事前申請用)」を当組合が役場(本庁)住民課国民健康保険税係に提出します。
- ④出産後、医療機関等から当組合に、出産費用の請求書の写しが送付され、次のとおり出産育児一時金を支払います。

- ア 出産費用の請求額が35万円以上である場合**
当組合から請求金額のうち35万円を医療機関等に支払います。35万円を超える出産費用は医療機関等にお支払いください。
- イ 出産費用の請求額が35万円未満である場合**
当組合から請求金額を医療機関等に支払い、35万円から請求額を差し引いた金額を世帯主に支払います。

● 対象となる方 ●

対象となる方は、出産を1ヶ月後に予定されている被保険者の属する世帯の世帯主で、次の要件を満たす方です。

- ①国民健康保険税を滞納していないこと。
- ②医療機関等から出産育児一時金の受取について、委任の同意を得ていること。

※原則として、出産予定日の1ヶ月前から申請できます。

御坊市外三ヶ町 国民健康保険事務組合
☎22-1115

第3子以降の妊婦健診助成事業 が始まります。



3人以上の子どもを生み育てようとする世帯の経済的負担を少なくするために、妊婦健診の費用を助成します。助成の対象となるのは、日高川町の住民で、母子手帳の交付を受けるときに、2人以上の子が同一世帯にいる妊婦となります。助成限度額は、81,000円です。

申請の受付は出産後、本庁保健福祉課、中津支

所または美山支所で行ってください。

申請時に妊婦健診に要した領収書が必要ですので、大切に保管して下さい。

この妊婦健診助成事業は、平成19年4月1日以降に妊婦健診を受けた方も対象になります。

詳しくは、保健福祉課(☎22-9041)までお問い合わせ下さい。

一般不妊治療費助成事業が始まります。



体外受精や顕微鏡受精を除く、不妊治療に要する経費の一部を助成します。

助成の対象となるのは、日高川町の住民で法律上の婚姻をしており、夫婦の所得金額が650万円以下で、原則として医療保険が受けられる治療を行った方です。助成金額は年間3万円で、連続して2年間助成を受けられます。

申請の受付は、本庁保健福祉課、中津支所、美山支所のほか、御坊保健所でも受け付けます。

申請時、医療機関発行の領収書が必要ですので、大切に保管してください。

この一般不妊治療費助成事業は、平成19年4月1日以降に治療を受けた方も対象になります。

詳しくは、保健福祉課（電話22-9041）までお問い合わせ下さい。

なお、医療保険適用外の人工授精、体外受精及び顕微鏡受精の特定不妊治療費助成制度については、御坊保健所（22-3481）までお問い合わせ下さい。

平成20年度
3歳未満児

保育所入所案内

来年4月から、かわべ保育所、なかつ保育所、みやま保育園に入所を希望される3歳未満児を、次のとおり募集します。

なお、3歳児以上の募集については、年明けに行う予定です。

募集対象児童

町内在住の家庭内において日々の保育に欠ける、次の年齢に該当する児童。

0歳児

（平成19年4月2日～平成19年6月30日の間に生まれた児童）

1歳児

（平成18年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれた児童）

2歳児

（平成17年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた児童）



募集定員

	かわべ 保育所	なかつ 保育所	みやま 保育園
0歳児	3名	3名	2名
1歳児	10名	10名	5名
2歳児	12名	12名	5名

申込み期間

平成19年11月5日(月)から22日(木)まで

提出書類

入所申込書の他に就労証明書、家族状況表などが必要です。

入所申込用紙は本庁住民課、各支所地域行政課にあります。

※詳しくは、本庁住民課、各支所地域行政課へお問い合わせ下さい。

本庁住民課	☎22-1701
中津支所地域行政課	☎54-0321
美山支所地域行政課	☎56-0321

平成20年度日高川町臨時保育士募集について

募集人数 3～4名程度

採用予定時期 平成20年4月1日

採用資格 ①日高川町内に住所を有し、保育士資格取得者または来年3月31日までに取得予定の者
②健康で体力に自信があり保育業務に熱意を有する者

受付期間 平成19年11月12日(月)～12月18日(火)までの土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時30分まで

受付場所 本庁住民課
中津支所地域行政課
美山支所地域行政課

申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入し、写真・資格証明書・健康診断書など添えて郵送または持参すること。

採用決定 面接等により決定。

お問い合わせ先 本庁住民課または中津・美山支所地域行政課まで。